

## 教員免許状「失効」有無の確認書

① 免許状について、該当する区分の□にチェックを入れてください。

免許区分	<input type="checkbox"/> 新免許状所持（初めて教員免許状を取得したのがH21年4月1日以降） <input type="checkbox"/> 旧免許状所持（初めて教員免許状を取得したのがH21年3月31日以前）
------	---

上記①で**新免許状**所持の方 → ③へ（日付と自署欄のみご記入ください。）

上記①で**旧免許状**所持の方 → ②、③を記入ください。

②

氏名	(旧姓)：	生年 月日	昭和 平成      年      月      日
修了確認期限	平成・令和      年      月      日		
	修了確認期限が令和4年7月1日以降の場合 → ③へ 修了確認期限が令和4年6月30日以前の場合 → 下表を記入ください。		
<input type="checkbox"/> 教員としての勤務経験なし（勤務経験のない者は、以下の「上記期限までで最後に勤務した学校園」欄は記入不要。） 具体的な状況：			
上記期限までで最後に勤務した学校園	名称等	<input type="checkbox"/> [設置者] [名 称] [TEL] (      )      -	
	職 名	<small>※幼保連携型認定こども園における勤務の場合は「保育教諭」や「保育士等」の別を、勤務先に確認の上、ご記入ください。</small>	
	退職日	<input type="checkbox"/> 昭和・平成・令和      年      月      日 <small>※退職日、退職理由は雇用元から証明書類を取り寄せるなどして、確実に把握したうえで記入いただくようお願いいたします。</small> 退職理由：定年退職・自己都合退職・任期満了 ・その他 (      )	
	特記事項	<input type="checkbox"/> 特記事項なし <input type="checkbox"/>	

③ 上記のとおり、相違ありません。

また、上記記載内容に基づく確認の結果、教員免許状が失効状態にあるときは、教員免許状または授与証明書を発行できない場合があることについて、了解しました。

年      月      日

大阪府教育委員会 様

氏名 (自署してください)

記入例

教員免許状「失効」有無の確認書

① 免許状について、該当する区分の□にチェックを入れてください。

免許区分	<input type="checkbox"/> 新免許状所持（初めて教員免許状を取得したのがH21年4月1日以降） <input checked="" type="checkbox"/> 旧免許状所持（初めて教員免許状を取得したのがH21年3月31日以前）
------	--

上記①で新免許状所持の方 → ③へ（日付と自署欄のみご記入ください。）

上記①で旧免許状所持の方 → ②、③を記入ください。

②

氏名	浪速 花子 (旧姓)：大阪	生年 月日	昭和 平成 48年 1月 1日
修了確認期限	平成・令和 30年 3月 31日	更新等手続きをしている方は更新等証明書に記載の期限を、更新等手続きをしていない方は修了確認期限の割り振り表に記載の期限を記入ください。	
<input type="checkbox"/> 教員としての勤務経験なし（勤務経験のない者は、以下の「上記期限までで最後に勤務した学校園」欄は記入不要。） 具体的な状況： <input type="checkbox"/> 勤務経験なしの場合の記入例：「民間企業勤務」、「主婦」等			
上記期限までで最後に勤務した学校園	名称等	<input type="checkbox"/> [設置者] 社会福祉法人〇〇 [名称] 〇〇こども園 [TEL] ( 〇〇 ) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	職名	<input checked="" type="checkbox"/> 「保育教諭」、「保育補助」等 <small>※幼保連携型認定こども園における勤務の場合は「保育教諭」や「保育士等」の別を、勤務先に確認の上、ご記入ください。</small>	
	退職日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 平成 令和 28年 3月 31日 <small>※退職日、退職理由は雇用元から証明書類を取り寄せるなどして、確実に把握したうえで記入いただくようお願いいたします。</small> 退職理由：定年退職・自己都合退職・任期満了・その他 ( )	
	特記事項	<input type="checkbox"/> 特記事項なし <input type="checkbox"/>	

該当する場合は✓

③ 上記のとおり、相違ありません。  
また、上記記載内容に基づく確認の結果、教員免許状が失効状態にあるときは、教員免許状または授与証明書を発行できない場合があることについて、了解しました。

令和 年 〇月 〇日

大阪府教育委員会 様

氏名 (自署してください)

浪速 花子

## ■旧免許状所持者の修了確認期限の割り振り

旧免許状所持者で、更新・延期・免除・回復の手続きをしたことがない方は、この表を参考に、「教員免許状「失効」有無の確認書」の修了確認期限を記入ください。

(表1)

平成21年(2009年)3月31日以前に授与された教諭免許状又は養護教諭免許状をお持ちの方の最初の修了確認期限(平成21年3月31日以前に授与された栄養教諭免許状をお持ちの方を除きます)

	受講対象者の生年月日	最初の修了確認期限
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日 (2011年3月31日)
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日 (2012年3月31日)
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日 (2013年3月31日)
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日 (2014年3月31日)
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日 (2015年3月31日)
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日 (2016年3月31日)
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日 (2017年3月31日)
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日 (2018年3月31日)
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日 (2019年3月31日)
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	令和2年3月31日 (2020年3月31日)

※昭和30年4月1日以前に生まれた方で、平成21年3月31日以前に授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を所持する方については、修了確認期限は設定されません。

平成21年3月31日以前に授与された栄養教諭免許状を所持する方は、生年月日にかかわらず(表2)が適用されます。

(表2)

平成21年(2009年)3月31日以前に授与された栄養教諭免許状をお持ちの方(栄養教諭以外の職にある方も該当します)の最初の修了確認期限

	栄養教諭免許状を授与された日	最初の修了確認期限
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭免許状を授与された者	平成28年3月31日 (2016年3月31日)
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭免許状を授与された者	平成29年3月31日 (2017年3月31日)
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭免許状を授与された者	平成30年3月31日 (2018年3月31日)
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭免許状を授与された者	平成31年3月31日 (2019年3月31日)

※平成21年(2009年)3月31日以前に授与された栄養教諭免許状を所持する方は、生年月日にかかわらず(表2)が適用されます。

旧免許状所持者の方で、平成21年4月1日以後に栄養教諭免許状を初めて授与された場合は、この表ではなく、(表1)により生年月日に応じて最初の修了確認期限が割り振られます。